

(郡山市開成館条例の一部改正)

第31条 郡山市開成館条例(平成6年郡山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第6条 開成館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開成館の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の日で休日でない直近の日)</p> <p>(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日 (観覧料)</p> <p>第7条 開成館の常設展(庭園及び資料品等の常設展示をいう。以下同じ。)を観覧しようとする者は、別表第1に定める常設展観覧料を納入しなければならない。ただし、次項に定める企画展を観覧する場合は、常設展観覧料を無料とする。</p> <p><u>2 開成館の企画展(常設展以外の展示をいう。以下同じ。)を観覧しようとする者は、別表第2に定める企画展観覧料を納入しなければならない。</u></p> <p>(観覧料の免除)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 指定管理者が行う開成館の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものとして観覧するとき。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>別表第1(第7条関係)</u> 常設展観覧料</p>	<p>(休館日)</p> <p>第6条 開成館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開成館の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。)</p> <p>(2) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの日 (観覧料)</p> <p>第7条 <u>開成館に入館しようとする者は、別表に定める観覧料を納入しなければならない。</u></p> <p>(観覧料の免除)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>別表(第5条関係)</u></p>

区分	観覧料（1人1回につき）
高校生、大学生又はこれらに準ずる者	170円
一般	350円

備考 中学生（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。）以下及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第2（第7条関係）

企画展観覧料

区分	観覧料（1人1回につき）
高校生、大学生又はこれらに準ずる者	そのつど市長が定める額
一般	

区分	観覧料（1人1回につき）	
	個人	団体
高校生、大学生又はこれらに準ずる者	100円	70円
一般	200円	150円

備考

- 1 「団体」とは、20人以上をいう。
- 2 65歳以上の者は、無料とする。